

金融機関向け IFRS ニュース 2021 年 10 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IAS Plus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の **<凡例>** をご参照ください。

< 今月のハイライト >

◆ サステナビリティ

- 今月は複数の動きがありました。[気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）からステータスレポート](#)が公表され、TCFD 提言に対する実務上の開示状況を理解することができます。また、[デロイトがまとめた最近のサステナビリティに関連した国際的な動向](#)の中で、日本の財務会計基準機構（FASF）が定款変更を行い、IFRS 財団のカウンターパートとして準備を進めている点も紹介されています。

◆ コンバージェンス

- [ASBJ による「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の審議開始](#)
ASBJ は、2021 年 10 月の第 468 回企業会計基準委員会において、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を審議しました。昨年の実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」公表から 1 年後に再度確認することとしていた金利指標置換後の取扱いについて、実務対応報告第 40 号公表後に生じた事象等も踏まえた論点整理がなされています。

< 今月の記事一覧 >

カテゴリー	発信元 （※1）	記事のタイトル （※2）
金融商品	【DTT】	『IFRS in Focus- IASB は、IFRS 第 9 号の分類および測定の要求事項の適用後のレビューに関する見解を求める』が掲載されました。
サステナビリティ	【DTT】	デロイトがサステナビリティ及び統合レポートに関する最近の動向を掲載しました。
	【IFRS Foundation】	Technical Readiness Working Group に関するウェブキャストが掲載されました。
	【TCFD】	気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が、ステータスレポート等を公表しました。

会議	【IASB】	2021年10月のIASB会議の事前会議要約（DTT作成）が掲載されました。
コンバージェンス	【ASBJ】	第468回企業会計基準委員会の概要（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」に関する審議を含む）が公表されました。
	【FSA】	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等が公表されました。
その他	【DTT】	デロイトが作成した2021年度IFRSモデル財務諸表が掲載されました。

※1 発信元の正式名称は末尾の<凡例>をご参照ください。

※2 <今月のハイライト>で個別に取り上げた記事を緑ハイライトしています。

< 記事本文 >

◆金融商品

（2021年10月5日）

[【DTT】『IFRS in Focus - IASB は、IFRS 第9号の分類および測定の要求事項の適用後のレビューに関する見解を求める』が掲載されました。](#)

当ニュースレター（全7ページ）は、2021年9月30日にIASBが公表した情報要請「IFRS第9号「金融商品」の適用後レビュー — 分類測定」について解説しています。概要は以下の通りです。

■ 背景

- 2018年1月1日以後開始する事業年度から適用されたIFRS第9号「金融商品」では、主に「分類及び測定」、「予想信用損失」及び「ヘッジ会計」に関して改定が行われたが、IASBは「分類及び測定」から適用後レビューを開始している。
- 分類及び測定の要求事項が、財務諸表の利用者に有用な情報を提供しているか、基準の適用が困難及び一貫した適用を妨げる可能性のある要求事項か、基準に関連し、生じている予想外のコストがあるかを識別するため、利害関係者からコメントを求めている。
- IFRS第9号の減損及びヘッジ会計については、影響に関する多くの情報が利用可能になった後で、これらの要求事項に関するフィードバックを求める。

■ 情報要請における質問事項

- 「分類及び測定」に係る全般事項、「金融資産を管理する事業モデル」及び「契約上のキャッシュ・フローの特性」など9つの領域に関する質問が示されている。
- 「契約上のキャッシュ・フローの特性」領域の追加の情報要請として、サステナビリティにリンクしている要素を有する金融商品が取り上げられ、最近の市場動向はサステナビリティのイニシアティブ、指数または目標に関連する契約条件を有する金融商品の増加を生み出しており、これらの条件が契約上のキャッシュ・フローに影響を与える場合がある点等についても情報を求めている。

■ コメント期間

- 2022年1月28日に終了する。

当ニュースレターの日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

IASBによる情報要請は[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

ASBJによるIASBのプレス・リリースの日本語訳は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

情報要請の日本語訳は[こちら](#) (同上)

[今月の記事一覧へ](#)

◆サステナビリティ

(2021年10月27日)

[【DTT】デロイトがサステナビリティ及び統合レポートに関する最近の動向を掲載しました。](#)

デロイトは、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）、日本の財務会計基準機構（FASB）など主要な組織の最近のサステナビリティに関連する動向をまとめました。例えば、日本の FASB の動向については、IFRS 財団が現在設置準備作業を進めている国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設置された際には、IFRS 財団のカウンターパートとして FASB においてもサステナビリティ報告基準へ取り組むことが期待されることから、定款の事業目的にサステナビリティ報告基準に関する事項を加えている点が紹介されています。

FASB のニュース・リリースは[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年10月7日)

[【IFRS Foundation】 Technical Readiness Working Group に関するウェブキャストが掲載されました。](#)

IFRS 財団（IFRS Foundation）は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）に関連して、技術的準備ワーキンググループ（Technical Readiness Working Group：TRWG）に関するウェブキャスト（約 27 分）を掲載しました。当ウェブキャストでは、プログラムの目的と進捗、今後のタイムラインが解説されています。TRWG は 10 月までディスカッションと成果物の改善を重ね、11 月に ISSB に推奨事項を提出するとされています。

ウェブキャストは[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年10月15日)

[【TCFD】気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が、ステータスレポート等を公表しました。](#)

TCFD は、TCFD 提言に対する実際の開示状況をまとめた最新版となる第 4 版の「2021 年ステータスレポート」（全 116 ページ）を公表しました。企業の財務報告における気候関連情報の開示は、今回の報告対象である 2020 年が、前年比でこれまでで最も増えており、気候関連の報告を巡る世界的な機運と一致すると述べられています。また、TCFD は、有用な開示情報の作成支援を目的とした「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」（全 79 ページ）及び 2017 年に公表した文書の更新文書である「気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言の実施」（全 88 ページ）を併せて公表しました。

詳細は[こちら](#) (FSB のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

◆会議

(2021年10月21日)

[【IASB】2021年10月のIASB会議の事前会議要約（DTT作成）が掲載されました。](#)

2021年10月25日から28日に開催される会議では、以下を含むトピックを議論する予定です。

■ [のれん及び減損](#)

- 企業結合の開示に関して、企業の経営者が期待する利益情報が財務諸表に必要であることの確認や、企業結合に関する追加の開示案について、情報の機密性等の懸念事項について議論を行う。

■ [基本財務諸表](#)

- 関連会社及び共同支配企業からの収益及び費用の純損益計算書における分類及び表示について議論を行う。
- 営業費用の分析について議論を行う。
- 「売上原価」の定義の作成の有無について議論を行う。
- 営業費用を分析し、純損益計算書に表示するためのアプローチの検討について議論を行う。
- 純損益計算書において機能別の営業費用の分析が要求される企業に対する要求事項の一部の免除について議論を行う。
- 減価償却及び償却前営業損益の定義の見直しについて議論を行う。

■ [IFRS第17号「保険契約」の修正](#)

- 公開草案「IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始—比較情報」（IFRS第17号の修正案）の意見募集に対する回答内容について議論を行う。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

IASBによる当会議の議事録（IASB Update）は[こちら](#)（同上）

IASB UpdateのASBJによる日本語訳は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆コンバージェンス

(2021年10月25日)

[【ASBJ】第468回企業会計基準委員会の概要（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」に関する審議を含む）が公表されました。](#)

ASBJは、2021年10月25日に開催された第468回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

■ 実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」

- 実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の公表から約1年後に再度確認することとしていた金利指標置換後の取扱いの再度の確認に関する論点の整理。

- 論点として、米ドル建 LIBOR の後継金利への移行が公表停止日（2023 年 6 月 30 日）までに行われず、公表停止日以降に行われる金利更改から後継金利へ移行することがあり得ることや、その場合の第 40 号の特例的な取扱いの期限を超えた期間の対応等の論点や、代替金利指標への移行が困難な既存契約（タフレガシー）についてシンセティック LIBOR が用いられる場合の第 40 号の取扱いを明らかにする等の論点が紹介されています。

[今月の記事一覧へ](#)

（2021 年 10 月 21 日）

[【FSA】「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等が公表されました。](#)

IASB が 2021 年 6 月 30 日までに公表した IFRS を、連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準とするため、金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表し、2021 年 10 月 22 日付で適用となります。

該当する会計基準は以下のとおりです。

- 「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」（IAS 第 12 号「法人所得税」の修正、2021 年 5 月 7 日公表）

解説は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆その他

（2021 年 10 月 11 日）

[【DTT】デロイトが作成した 2021 年度 IFRS モデル財務諸表が掲載されました。](#)

デロイトが作成した 2021 年度 IFRS モデル財務諸表英語版（全 212 ページ）が掲載されました。このモデル財務諸表では、2021 年 8 月 31 日以前に公表され、2021 年 1 月 1 日に開始する事業年度に強制適用される IFRS の各基準の修正の適用による影響が例示されています。

2021 年度では、「金利指標改革—フェーズ 2」（IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号「保険契約」及び IFRS 第 16 号「リース」の修正）（以下、フェーズ 2）や「COVID-19 に関連した賃料減免」（IFRS 第 16 号「リース」の修正）の適用が反映されています。

金利指標改革については、2020 年度に「金利指標改革—フェーズ 1」（IFRS 第 9 号「金融商品」、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正）が適用され、2021 年度にフェーズ 2 を強制適用される点にも触れられています。

モデル財務諸表は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

< 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution)
AASB	オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board)
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会 (Association Belge des Analystes Financiers)
Accountancy Europe	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe)
AcSB	カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board)
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会 (Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
ANC	フランス国家会計基準局 (Autorité des Normes Comptables)
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard Setters Group)
ARC	会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee)
ASAF	会計基準アドバイザリー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)
ASBJ	企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
ASCG	ドイツ会計基準委員会 (Accounting Standards Committee of Germany)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
BIS	国際決済銀行 (Bank for International Settlements)
CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)
DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト (※)	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)
ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)
ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)

ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)
FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FCA	金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority)
FDIC	米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FinREC	財務報告執行委員会 (Financial Reporting Executive Committee)
FRB	連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System)
FRC	英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council)
FSA	金融庁 (Financial Services Agency)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)
FSI	金融安定研究所 (Financial Stability Institute)
GPF	世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum)
GPPC	6大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (Global Public Policy Committee)
GRI	グローバル・レポートング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative)
HKICPA	香港会計士協会 (Hong Kong Institute of CPAs)
IAASB	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
IAIS	保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBA	ICEベンチマーク・アドミニストレーション (ICE Benchmark Administration)
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
ICAI	インド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India)
ICAS	スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accounting of Scotland)
ICE	インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)
ICPAK	ケニア公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Kenya)
IFAC	国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters)
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators)
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)
IFRS Foundation	IFRS 財団 (IFRS Foundation)
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 (IFRS Foundation Trustees)
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ (Institutional Investors Group on Climate Change)
IIRC	国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council)
IOSCO	証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions)
IPTF	国際実務タスクフォース (International Practices Task Force)
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)
IVSC	国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council)

JICPA	日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants)
KASB	韓国会計基準委員会 (Korea Accounting Standards Board)
MASB	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)
NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration)
OCC	米通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OIC	イタリア会計基準設定主体 (Organismo Italiano di Contabilità)
PAFA	汎アフリカ会計士協会 (Pan African Federation of Accountants)
PIOB	公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)
PRA	英国健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate related Financial Disclosures)
TNFD	自然関連財務情報タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)
TRWG	技術的準備ワーキンググループ (Technical Readiness Working Group)
UKEB	英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board)
UNCTAD	国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative)
VRF	価値報告財団 (Value Reporting Foundation)
WEF	世界経済フォーラム (World Economic Forum)
WSS	世界会計基準設定主体 (World Standard-setters)

※ 「DTT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

<お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ
金融インダストリーグループ

坂田響 (kyo.sakata@tohmatsu.co.jp)、小口敬 (kei1.oguchi@tohmatsu.co.jp)、
谷口智哉 (toshiya.taniguchi@tohmatsu.co.jp)



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級

のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オ克兰ド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイト・ネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.